

# 第1回四日市市・楠町合併協議会

## 会 議 資 料

日時 平成15年10月8日(水)午前9時30分から  
会場 四日市都ホテル 3階 朝明の間

## 第 1 回四日市市・楠町合併協議会次第

### 1 開 会

### 2 正副会長あいさつ

### 3 委嘱状交付

### 4 四日市市・楠町合併協議会会議の進め方について

### 5 議 事

#### ( 1 ) 報告事項

報告第 1 号	四日市市・楠町合併協議会規約について	1
報告第 2 号	四日市市・楠町合併協議会規約に関する協議書について	5
報告第 3 号	四日市市・楠町合併協議会事務局職員に関する確認書について	9
報告第 4 号	四日市市・楠町合併協議会委員の公務災害補償に関する確認書 について	12
報告第 5 号	四日市市・楠町合併協議会小委員会規程について	14
報告第 6 号	四日市市・楠町合併協議会幹事会規程について	17
報告第 7 号	四日市市・楠町合併協議会専門部会規程について	20
報告第 8 号	四日市市・楠町合併協議会分科会規程について	24
報告第 9 号	四日市市・楠町合併協議会事務局規程について	27
報告第 10 号	四日市市・楠町合併協議会財務規程について	31
報告第 11 号	四日市市・楠町合併協議会委員等の費用弁償に関する規程について	35
報告第 12 号	新市建設計画策定小委員会の設置及び委員の選任について	37

#### ( 2 ) 協議事項

協議第 1 号	四日市市・楠町合併協議会会議運営規程について	39
協議第 2 号	四日市市・楠町合併協議会会議傍聴規程について	42
協議第 3 号	平成 1 5 年度四日市市・楠町合併協議会事業計画について	49
協議第 4 号	平成 1 5 年度四日市市・楠町合併協議会予算について	51
協議第 5 号	四日市市・楠町合併協議会監査委員の委嘱にかかる同意について	54
協議第 6 号	合併の方式について	55
協議第 7 号	合併の期日について	57
協議第 8 号	新市の名称について	59
協議第 9 号	新市の事務所の位置について	61
協議第 10 号	新市建設計画策定方針について	63

### ( 3 ) 次回 ( 第 2 回会議 ) 提案事項

協議第 11 号 財産及び債務の取扱いについて

協議第 12 号 使用料及び手数料等の取扱いについて

協議第 13 号 補助金・交付金等の取扱いについて

協議第 14 号 町・字の区域及び名称の取扱いについて

協議第 15 号 慣行の取扱いについて

協議第 16 号 電子計算システムの取扱いについて

## 6 その他

次回協議会について

日時 平成 1 5 年 1 0 月 2 7 日 ( 月 ) 1 3 時 3 0 分から

会場 楠町民福社会館

## 7 閉 会

## 四日市市・楠町合併協議会委員名簿

役職名	氏 名	備 考
会 長	井 上 哲 夫	四日市市長
副 会 長	早 川 勝 彦	楠町長
委 員	山 下 正 文	四日市市助役
	川 北 悟 司	楠町助役
	日 置 記 平	四日市市議会議長
	石 川 勝 彦	四日市市議会副議長
	宇 野 長 好	四日市市議会議員
	大 谷 茂 生	四日市市議会議員
	佐 藤 晃 久	四日市市議会議員
	土 井 数 馬	四日市市議会議員
	益 田 力	四日市市議会議員
	水 谷 正 美	四日市市議会議員
	小 方 士 朗	楠町議会議長
	山 中 茂 樹	楠町議会副議長
	岡 田 武 男	楠町議会議員
	竹 野 兼 主	楠町議会議員
	中 村 敬	楠町議会議員
	竹 野 博	楠町議会議員
	児 玉 昇	楠町議会議員
	前 川 忠 男	楠町議会議員
	水 谷 明	四日市市（自治会代表）
	中 嶋 敦 子	四日市市（女性代表）
	堀 木 直 弘	四日市市（青年代表）
	川 口 豊	四日市市（PTA 代表）
	服 部 道 和	楠町（自治会代表）
	坂 倉 千 栄	楠町（女性代表）
	佐 野 貴 信	楠町（青年代表）
	山 口 敬 史	楠町（PTA 代表）
	佐々木 史 郎	三重県北勢県民局長
	丸 山 康 人	四日市大学地域政策 研究所副所長
	藤 島 昇	四日市市助役
	小 菅 弘 正	四日市商工会議所会頭
	小 方 修 一	楠町商工会会長

## ( 1 ) 報 告 事 項

報告第 1 号

四日市市・楠町合併協議会規約について

四日市市・楠町合併協議会規約について、別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 0 月 8 日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会長 井 上 哲 夫

四日市市・楠町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 四日市市及び楠町(以下「構成市町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、協議会を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、四日市市・楠町合併協議会(以下「協議会」という。)とする。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 構成市町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、構成市町の合併に関し必要な事項(事務所)

第4条 協議会の事務所は、構成市町の長が協議して定める場所に置く。

(組織及び委員)

第5条 協議会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 構成市町の長及び助役(四日市市にあっては、市長公室に属する事務を分担する助役)
- (2) 構成市町の議会が選出する議員 各8名
- (3) 構成市町の長が協議して定める学識経験を有する者 13名

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、構成市町の長が協議して、前条第1項の委員の中からこれを選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議に出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

( 会議の運営 )

第8条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 協議会の会議の議長は、会長が指名する者とし、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

( 小委員会 )

第9条 会長は、協議会の事務の一部について調査、審議等を行うため必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 幹事会 )

第10条 会議に付すべき事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 事務局 )

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、構成市町の長が協議して定める者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 経費の負担 )

第12条 協議会に要する経費は、構成市町の長が協議して定める負担金、補助金その他協議会に属する収入をもって充てる。

( 監査 )

第13条 協議会の出納の監査は、会長が、構成市町の監査委員のうちから、協議会の同意を得て、2名に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた者(以下「監査委員」という。)は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

( 財務 )

第14条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 費用弁償 )

第15条 協議会は、協議会の会長、副会長、委員及び監査委員に、その職務を行うために要する費用弁償を支払うことができる。



2 前項の費用弁償の額及び支給方法は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成15年10月1日から施行する。

報告第 2 号

四日市市・楠町合併協議会規約に関する協議書について

四日市市・楠町合併協議会規約に関する協議書について、別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 0 月 8 日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会長 井 上 哲 夫

## 四日市市・楠町合併協議会規約に関する協議書

四日市市及び楠町（以下「構成市町」という。）は、四日市市・楠町合併協議会規約（以下「規約」という。）第4条、第5条第1項第3号、第6条第1項、第11条第2項及び第12条に規定する事項について、協議の結果次のとおり取り決める。

（事務所の所在地）

第1条 規約第4条に規定する四日市市・楠町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務所は、四日市市本町9番8号（本町プラザ内）に置くものとする。

（学識経験を有する者）

第2条 規約第5条第1項第3号に規定する学識経験を有する委員は、別表第1のとおりとする。

（会長及び副会長）

第3条 規約第6条第1項に規定する協議会の会長及び副会長は、別表第2のとおりとする。

（職員）

第4条 規約第11条第2項に規定する事務局の職員は、別表第3のとおりとする。

（経費）

第5条 規約第12条に規定する協議会に要する経費は、均等割100分の30、人口割100分の70で算出した割合で構成市町が負担するものとし、その額は、協議会の予算の定めるところによるものとする。

（内容の変更）

第6条 この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。

（定めのない事項）

第7条 この協議書に定めるもののほか、必要な事項は、構成市町の長が協議して定めるものとする。

（協議の失効）

第8条 この協議は、協議会が解散した時にその効力を失うものとする。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、構成市町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成15年9月26日

四日市市長 井上 哲夫

楠 町 長 早川 勝彦

別表第 1 ( 第 2 条関係 )

区 分	氏 名	備 考
学識経験を有する者 ( 13 名 )	水 谷 明	四日市市 ( 自治会代表 )
	中 嶋 敦 子	四日市市 ( 女性代表 )
	堀 木 直 弘	四日市市 ( 青年代表 )
	川 口 豊	四日市市 ( PTA 代表 )
	服 部 道 和	楠町 ( 自治会代表 )
	坂 倉 千 栄	楠町 ( 女性代表 )
	佐 野 貴 信	楠町 ( 青年代表 )
	山 口 敬 史	楠町 ( PTA 代表 )
	佐々木 史 郎	三重県北勢県民局長
	丸 山 康 人	四日市大学地域政策 研究所副所長
	藤 島 昇	四日市市助役
	小 菅 弘 正	四日市商工会議所会頭
	小 方 修 一	楠町商工会会長

別表第 2 ( 第 3 条関係 )

区 分	氏 名
会 長	井 上 哲 夫
副会長	早 川 勝 彦

別表第 3 ( 第 4 条関係 )

所属団体	氏 名
四日市市	出口 正敏
	伊藤 直樹
	伊藤 長雄
	久里 恭司
	犬飼 禄寛
	室町 律雄
	大原 喜美
楠町	立木 敬子
	岡本 典子
三重県	中島 正博

報告第 3 号

四日市市・楠町合併協議会事務局職員に関する確認書について

四日市市・楠町合併協議会事務局職員に関する確認書について、別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 0 月 8 日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会長 井 上 哲 夫

平成15年9月26日

四日市市長 井上哲夫

楠町長 早川勝彦

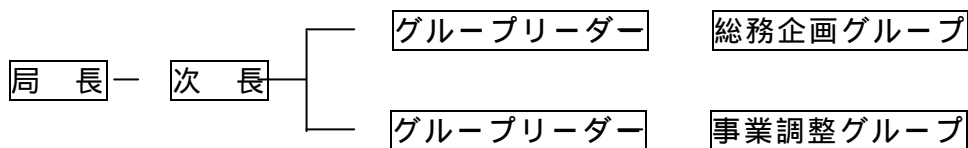
### 四日市市・楠町合併協議会事務局従事職員に関する確認書

四日市市・楠町合併協議会事務局の従事職員については、四日市市・楠町合併協議会規約第11条第2項の規定に基づき協議し、下記のとおり定めることを確認する。

記

#### 1 組織

事務局の組織は、次のとおりとする。



総計10名体制

#### 2 職員

職区分	氏名	現職
事務局長	出口 正敏	四日市市市長公室理事
事務局次長	伊藤 直樹	四日市市合併推進室室長
グループリーダー	伊藤 長雄	四日市市合併推進室副参事兼室長補佐
グループリーダー	中島 正博	三重県地域振興部市町村合併推進チーム主幹
総務企画グループ 事業調整グループ	久里 恭司	四日市市合併推進室室長補佐
	立木 敬子	楠町企画課合併推進室係長
	犬飼 禄寛	四日市市合併推進室主幹
	室町 律雄	四日市市合併推進室主幹
	岡本 典子	楠町企画課合併推進室主査
	大原 喜美	四日市市合併推進室主事

3 事務局職員の身分の取扱いについて

合併協議会事務局は、協議会の事務処理機関であり、四日市市及び楠町において共同設置する独立した機関として位置づけられることから、職員はそれぞれの自治体の職員としての身分を有したまま、事務従事命令により事務局事務に従事させることとする。

4 事務局の設置日

平成15年10月1日

職員への発令も同日付けをもって行う。

5 職員の執務場所

四日市市本町9番8号(本町プラザ内)とする。ただし、事務執行上特に必要がある場合は、職員ごとに適宜定めることができるものとする。

6 職員の服務

職員の服務及び勤務時間については、四日市市の例によるものとする。

7 給与及び手当

職員の給与及び諸手当については、それぞれの属する自治体の規定によりそれぞれの自治体において支給する。

8 旅 費

職員の旅費については、協議会予算において執行するものとする。

9 有効期間

この確認書の有効期間は、平成15年10月1日から合併協議会解散の日までとする。ただし、協議により随時確認内容の変更を行うことができるものとする。



報告第 4 号

四日市市・楠町合併協議会委員の公務災害補償に関する確認書について

四日市市・楠町合併協議会委員の公務災害補償に関する確認書について、別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 0 月 8 日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会長 井 上 哲 夫

平成15年9月26日

四日市市長 井上哲夫

楠町長 早川勝彦

### 四日市市・楠町合併協議会委員の公務災害補償に関する確認書

四日市市・楠町合併協議会委員の公務災害補償の取扱いについて、下記のとおり確認する。

#### 記

##### 1 制度の適用

協議会委員が、協議会活動中又は協議会会議等への出席のための移動中に生じた災害によって、公務災害補償の適用を受けるにあたっては、地方公共団体の常勤の行政職員を除き、四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年四日市市条例第5号）の例によりこれを行うものとする。

##### 2 経費の負担

協議会委員に対し、上記の公務災害補償を適用した場合における経費は、協議会の負担割合により関係市町が負担するものとする。

##### 3 その他

地方公共団体の常勤の行政職員は、それぞれの身分に基づき、それぞれの団体の制度により公務災害補償の適用を受けるものとする。

報告第5号

四日市市・楠町合併協議会小委員会規程について

四日市市・楠町合併協議会小委員会規程について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成15年10月8日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会長 井上哲夫

## 四日市市・楠町合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、四日市市・楠町合併協議会規約(以下「規約」という。)第9条第2項の規定に基づき、四日市市・楠町合併協議会(以下「協議会」という。)の小委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、協議会の会長(以下「会長」という。)から付託された事項について調査、審議等を行う。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、会長が協議会の委員のうちから選任する。

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選による。

3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 会議は、小委員会の委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(関係者等の出席)

第6条 小委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会の調査、審議等の経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、規約第11条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

報告第 6 号

四日市市・楠町合併協議会幹事会規程について

四日市市・楠町合併協議会幹事会規程について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成 1 5 年 1 0 月 8 日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会長 井 上 哲 夫

## 四日市市・楠町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、四日市市・楠町合併協議会規約第10条第2項の規定に基づき、四日市市・楠町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、四日市市・楠町合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、四日市市・楠町合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、合併に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、別表第1に掲げる職にあるものをもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選による。

(会議)

第5条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主催し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第7条 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(参与)

第8条 幹事会に参与を置き、別表第2に掲げる学識経験者をもって充てる。

2 参与は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(関係者の出席)

第9条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第10条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

( 庶務 )

第11条 幹事会の庶務は、協議会事務局において処理する。

( 委任 )

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

別表第1 ( 第3条関係 )

市町名	職 名
四日市市	市長公室長、総務部長、財政部長 市長公室理事(合併推進担当)、合併推進室長
楠 町	企画課長兼合併推進室長、総務課長

別表第2 ( 第8条関係 )

	所 属	職 名	氏 名
参与	三重県北勢県民局	副局長兼企画調整 部長	長田 芳樹
		行財政特命担当監	世古 拓史
	四日市大学地域政策研究所	研究員	小林 慶太郎



報告第 7 号

四日市市・楠町合併協議会専門部会規程について

四日市市・楠町合併協議会専門部会規程について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成 1 5 年 1 0 月 8 日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会長 井 上 哲 夫

## 四日市市・楠町合併協議会専門部会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、四日市市・楠町合併協議会幹事会規程第7条の規定に基づき、四日市市・楠町合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 専門部会は、四日市市・楠町合併協議会幹事会の幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、四日市市・楠町合併協議会規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

### (組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる構成市町の職員をもって組織する。

### (役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
  - (2) 副部会長 3名以内
- 2 役員は、職員の互選による。

### (役員職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

- 2 部会長は、専門部会の議長となる。
- 3 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。
- 4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

### (分科会)

第7条 専門部会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

### (報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

### (庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町の担当部門が行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

別表(第3条関係)

専門部会名	四日市市	楠町	専門部会名	四日市市	楠町
企画部会	市長公室長 秘書課長 政策課長 広報情報課長 国際課長	企画課長	病院部会	市立病院事務長 市立病院総務課長	-
			消防部会	消防次長(総務担当) 消防本部総務課長	総務課長
総務部会	総務部長 財政部長 総務課長 人事課長 調達契約課長 財政経営課長 納税課長 収入役室長 選挙管理委員会事務局副参事 監査事務局次長	総務課長 税務課長 出納室長	教育部会	教育次長(管理・生涯学習担当) 教育次長(学校教育担当) 教育総務課長 生涯学習課長 文化課長 スポーツ課長 図書館長 学校教育課長 人権・同和教育課長 指導課長 教育センター所長	学校教育課長 生涯学習課長
				議会事務局部会	議会議務局長 議事課長
住民・福祉部会	市民部長 保健福祉部長 人権センター所長 市民生活課長 女性課長 市民課長 保険年金課長 保健福祉課長 児童福祉課長 介護・高齢福祉課長 障害福祉課長 保健センター副所長	総務課長 町民課長 健康福祉課長	IT部会	市長公室長 IT推進課長	企画課長
			例規部会	総務部長 総務課長	総務課長
商工農水部会	商工農水部長 商工課長 農林水産課長 農村整備課長	産業建設課長			
環境部会	環境部長 環境保全課長 生活環境課長	生活環境課長			
建設・都市計画部会	都市整備部長 都市計画課長 建築開発課長 道路整備課長 市街地整備課長 公園・河川課長 営繕工務課長	企画課長 産業建設課長			
上下水道部会	下水道部長 水道局次長 下水管理課長 水道局総務課長	下水道課長 水道課長			

報告第 8 号

四日市市・楠町合併協議会分科会規程について

四日市市・楠町合併協議会分科会規程について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成 1 5 年 1 0 月 8 日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会長 井 上 哲 夫

## 四日市市・楠町合併協議会分科会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、四日市市・楠町合併協議会専門部会規程第7条の規定に基づき、四日市市・楠町合併協議会分科会(以下「分科会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 分科会は、四日市市・楠町合併協議会専門部会の部会長(以下「専門部会長」という。)の指示を受け、四日市市・楠町合併協議会規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

### (組織)

第3条 分科会は、構成市町の担当職員をもって組織する。

### (役員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

(1) 分科会長 1名

(2) 副分科会長 1名

2 役員は、担当職員の互選による。

### (役員の職務)

第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、分科会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 分科会長は、分科会の議長となる。

3 分科会長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

### (報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、専門部会長に報告するものとする。

### (庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する市町の担当部門が行う。

### (委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、専門部会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

報告第 9 号

四日市市・楠町合併協議会事務局規程について

四日市市・楠町合併協議会事務局規程について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成 1 5 年 1 0 月 8 日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会長 井 上 哲 夫



## 四日市市・楠町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、四日市市・楠町合併協議会規約第11条第3項の規定に基づき、四日市市・楠町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の事務局(以下「事務局」という。)は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること
- (3) 協議会の庶務に関すること
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事務

(組織及び分掌事務)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務企画グループ、事業調整グループを置く。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて三重県職員を派遣要請することができるものとする。
- 3 分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

- 2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 事務局内の連絡及び調整
  - (2) 事務局長の職務の補佐
  - (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理

- 3 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第6条 会長が決裁する事項は次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算の調製
- (4) 規程及び要領等の制定改廃

- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項  
(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関する事
- (2) 物品及び現金の出納に関する事
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関する事
- (4) 実務上の調査並びに照会及び回答に関する事
- (5) 各種資料等の調製に関する事
- (6) その他の軽易な事案に関する事

(公印の取扱い)

第8条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、管守者、用途及び個数は、別表第2のとおりとする。

(文書等の取扱い)

第9条 協議会の文書及び協議会の保有する情報の公開に関する取扱いについては、四日市市の例によるものとする。

(職員の服務)

第10条 事務局の職員の服務及び勤務時間については、四日市市の例によるものとする。その他の勤務条件については、当該職員が属する自治体の定めるところによる。

(職員の給与等)

第11条 事務局の職員の給与等については、それぞれの職員が属する自治体が負担する。

2 事務局の職員の旅費については、四日市市の例により協議会が支給する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

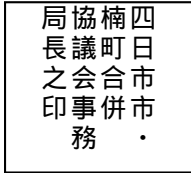
附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

別表第 1 ( 第 4 条関係 )

グループ名	分 掌 事 務
総務企画グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議会の会議に関すること</li> <li>・ 新市の建設計画に関すること</li> <li>・ 協議会予算に関すること</li> <li>・ 合併にかかる広報広聴に関すること</li> <li>・ 協議会の庶務に関すること</li> </ul>
事業調整グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種事務事業調整に関すること</li> <li>・ 構成市町間の調整に関すること</li> <li>・ その他合併協議に関すること</li> </ul>

別表第 2 ( 第 8 条関係 )

名 称	ひ な 形	寸法 (mm)	書 体	管 守 者	用 途	個 数
四日市市・楠町 合併協議会 会長の印	 <p>会協楠四 長議町日 之会合市 印 併市 ・</p>	方24	てん書	四日市市・楠町 合併協議会 事務局長	会長名で発す る文書	1
四日市市・楠町 合併協議会 事務局長の印	 <p>局協楠四 長議町日 之会合市 印事併市 務 。</p>	方21	てん書	四日市市・楠町 合併協議会 事務局長	事務局長名で 発する文書	1

報告第 10 号

四日市市・楠町合併協議会財務規程について

四日市市・楠町合併協議会財務規程について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成 1 5 年 1 0 月 8 日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会長 井 上 哲 夫

## 四日市市・楠町合併協議会財務規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、四日市市・楠町合併協議会規約(以下「規約」という。)第14条の規定に基づき、四日市市・楠町合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (予算)

第2条 協議会の事務に要する費用は、四日市市及び楠町(以下「構成市町」という。)の負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得るものとする。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

4 第2項の規定により承認を得たときは、会長は、当該歳入歳出予算書の写しを速やかに関係市町の長に送付しなければならない。

### (補正予算)

第3条 会長は、協議会に係る予算の補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 前項の規定により補正予算が協議会の承認を得た場合は、前条第4項の規定を準用する。

### (予算の流用及び予備費の充用)

第4条 歳出予算の流用及び予備費の充用の決定は、協議会の事務局長が行うものとする。

### (歳入歳出予算の区分)

第5条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において必要かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるものの以外の款、項又は目の区分を定めることができる。

### (出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

### (協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

( 収入及び支出の手続き )

第 8 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

( 決算等 )

第 9 条 会長は、毎会計年度終了後遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第 13 条第 1 項の規定により定められた者の審査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第 1 項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを関係市町に送付しなければならない。

( 委任 )

第 10 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

2 平成 15 年度については、第 2 条第 2 項中「年度開始前に」とあるのは「第 1 回目の」と読み替えるものとする。

3 会長は、この規程の施行日以降第 1 回協議会の開催日前までの間において、受け入れるべき歳入を収納し、執行すべき事務に係る費用を支出することができるものとする。

別表第 1 ( 第 5 条関係 )

款	項	目
分担金及び負担金	負担金	負担金
県支出金	県補助金	県補助金
繰越金	繰越金	繰越金
諸収入	諸収入	諸収入

別表第 2 ( 第 5 条関係 )

款	項	目
運営費	会議費	会議費
	事務費	事務費
事業費	事業推進費	事業推進費
予備費	予備費	予備費

報告第 11 号

四日市市・楠町合併協議会委員等の費用弁償に関する規程について

四日市市・楠町合併協議会委員等の費用弁償に関する規程について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成 1 5 年 1 0 月 8 日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会長 井 上 哲 夫



## 四日市市・楠町合併協議会委員等の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、四日市市・楠町合併協議会規約(以下「規約」という。)第15条第2項の規定に基づき、四日市市・楠町合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償の額)

第2条 協議会の委員等が、協議会等の会議に出席したときは、費用弁償として8,100円を支給する。

2 四日市市・楠町の長、助役及び常勤の公務員については、前項に規定する費用弁償を支給しないものとする。ただし、旅費については実費を支給することができる。

3 協議会の委員等が、協議会の職務を行うために協議会の構成市町以外の区域に出張したときは、費用弁償として別表第1に掲げる額を支給する。

(支給方法)

第3条 協議会の委員等の費用弁償は、四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第23号)の規定に基づき支給する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

鉄道及び船賃	航空賃	車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)	
				甲地方	乙地方
実費	実費	37円	2,600円	14,100円	13,100円

宿泊料の甲地方とは、東京特別区、横浜市、川崎市、京都市、大阪市及び神戸市をいう。乙地方とは、その他の地域をいう。

## 報告第 1 2 号

### 新市建設計画策定小委員会の設置及び委員の選任について

四日市市・楠町合併協議会規約第 9 条及び四日市市・楠町合併協議会小委員会規程（以下「小委員会規程」という。）に基づき、次のように小委員会の設置及び委員の選任について次のとおり定めたので報告する。

平成 1 5 年 1 0 月 8 日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会長 井 上 哲 夫

- |           |                                                                   |
|-----------|-------------------------------------------------------------------|
| 1 名 称     | 新市建設計画策定小委員会                                                      |
| 2 設置年月日   | 平成 1 5 年 1 0 月 1 日                                                |
| 3 目 的     | 小委員会規程第 2 条により、四日市市・楠町合併協議会の会長（以下「会長」という。）から付託された事項について調査、審議等を行う。 |
| 4 付 託 事 項 | 新市建設計画策定に関すること                                                    |
| 5 委 員 構 成 | 小委員会規程第 3 条により、会長が協議会の委員のうちから選任する。                                |

## 新市建設計画策定小委員会委員名簿

区 分	氏 名	備 考
構成市町の長及び助役	山 下 正 文	四日市市助役
	川 北 悟 司	楠町助役
構成市町の議会 が選出する議員	石 川 勝 彦	四日市市議会副議長
	大 谷 茂 生	四日市市議会議員
	土 井 数 馬	四日市市議会議員
	水 谷 正 美	四日市市議会議員
	小 方 士 朗	楠町議会議長
	岡 田 武 男	楠町議会議員
	竹 野 兼 主	楠町議会議員
	前 川 忠 男	楠町議会議員
学識経験を有する者	中 嶋 敦 子	四日市市（女性代表）
	川 口 豊	四日市市（PTA代表）
	服 部 道 和	楠町（自治会代表）
	佐 野 貴 信	楠町（青年代表）
	丸 山 康 人	四日市大学地域政策 研究所副所長

## ( 2 ) 協 議 事 項

協議第 1 号

四日市市・楠町合併協議会会議運営規程について

四日市市・楠町合併協議会会議運営規程について、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 8 日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会長 井 上 哲 夫

## 四日市市・楠町合併協議会会議運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、四日市市・楠町合併協議会規約第8条第2項の規定に基づき、四日市市・楠町合併協議会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (基本方針)

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の過半数の賛同があるときは、公開しないことができる。

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めるものとする。

### (議長等の責務)

第3条 議長は迅速かつ能率的に会議を運営するよう努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

### (会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は議長が宣言する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

### (会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

3 四日市市・楠町合併協議会規約第5条第1項第3号に定める学識経験を有する者のうち、四日市市助役にあつては議決権を有しないものとする。

4 議長は、表決を採ろうとするときは、挙手を求め、その可否の結果を宣言するものとする。

### (傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。ただし、第2条第1項において、公開しない決定があつた場合は、傍聴できないものとする。

2 会議の傍聴については、議長が会議に諮り別に定める。

### (会議録)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席及び欠席委員等の氏名

- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他議長が必要と認めた事項  
(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(規律)

第9条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる行為をしてはならない。

2 会議場において、資料、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(関係者の出席)

第10条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月8日から施行する。

協議第 2 号

四日市市・楠町合併協議会会議傍聴規程について

四日市市・楠町合併協議会会議傍聴規程について、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 8 日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会長 井 上 哲 夫



## 四日市市・楠町合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、四日市市・楠町合併協議会会議運営規程第6条第2項に基づき、四日市市・楠町合併協議会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般傍聴席及び報道関係者席に分ける。

2 一般傍聴人の定員は、会場の都合により、その都度会長が定める。

(傍聴の手続き)

第3条 会議の傍聴をしようとする者は、一般傍聴申請書(第1号様式)又は報道関係者傍聴申請書(第2号様式)に所定の事項を記入のうえ、一般傍聴人は一般傍聴証(第3号様式)の交付を受け、報道関係者は社名の入った腕章又は名札を着用するものとする。

2 前項の規程による一般傍聴証は、会議開催予定時刻の20分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の20分前における傍聴希望者が前条第2項で定める定員を超えるときは、くじ引きで一般傍聴人を決定する。

(傍聴人の入場)

第4条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴証を提示しなければならない。

(傍聴証の提示)

第5条 傍聴人は、協議会事務局職員(以下「職員」という。)から要求を受けたときは、傍聴証を提示しなければならない。

(傍聴証の返還)

第6条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴証を返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、たすき、リボン、ゼッケン若しくはヘルメットの類を着用し、

又は携帯している者

- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機又は映写機の類を携帯している者。ただし、撮影し、又は放送若しくは録音することにつき会長の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄又は木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) その他議事を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻き、たすき、リボン、ゼッケン若しくはヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗若しくは垂れ幕の類を揚げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び放送、録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において、写真若しくは映画等を撮影し、又は放送若しくは録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(職員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

( 違反に対する措置 )

第 12 条 議長は、傍聴人がこの規程に違反する場合は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

( 委任 )

第 13 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 10 月 8 日より施行する。

第1号様式（第3条関係）

NO. \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

四日市市・楠町合併協議会会議  
一般傍聴申請書

四日市市・楠町合併協議会会議傍聴規程第3条第1項の規定に基づき  
申請します。

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号（自宅又は連絡先） \_\_\_\_\_

NO. \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

四日市市・楠町合併協議会会議  
報道関係者傍聴申請書

四日市市・楠町合併協議会会議傍聴規程第 3 条第 1 項の規定に基づき  
申請します。

報道機関名 \_\_\_\_\_

傍聴者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号（連絡先） \_\_\_\_\_

第 3 号様式（第 3 条関係）

一 般 傍 聴 証

第 号

四日市市・楠町合併協議会

協議第 3 号

平成 1 5 年度四日市市・楠町合併協議会事業計画について

平成 1 5 年度四日市市・楠町合併協議会事業計画について、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 8 日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会長 井 上 哲 夫

平成 1 5 年度四日市市・楠町合併協議会 事業計画

項 目	事 業 名	内 容
1 合併に関する協議	協議会運営	協議会の開催 月 1 ~ 2 回程度 幹事会の開催 月 1 ~ 2 回程度 専門部会・分科会の開催 随時
2 法第 5 条の市町村建設計画の作成	新市建設計画の策定	小委員会の開催 随時 住民アンケート調査
3 その他	啓発活動	合併協議会だよりの発行 ホームページの開設・運営



協議第 4 号

平成 1 5 年度四日市市・楠町合併協議会予算について

平成 1 5 年度四日市市・楠町合併協議会予算について、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 8 日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会長 井 上 哲 夫

平成15年度 四日市市・楠町合併協議会予算

歳入

(単位:千円)

款	項	目	予算額	節		説明	
				区分	金額		
1. 分担金及び負担金			38,999		38,999		
	1. 負担金		38,999		38,999		
		1. 負担金		38,999		38,999	
			1. 負担金			38,999	四日市市 32,166 楠 町 6,833
2. 県支出金			6,000		6,000		
	1. 県補助金		6,000		6,000		
		1. 県補助金		6,000		6,000	
			1. 県補助金			6,000	広域行政体制整備事業費補助金
3. 諸収入			1		1		
	1. 諸収入		1		1		
		1. 諸収入		1		1	
			1. 預金利子			1	
歳入合計			45,000		45,000		

構成市町負担金内訳

平成12年国勢調査数値

市町名	人口(人)	割合
四日市市	291,105	96.4%
楠 町	10,997	3.6%
計	302,102	100.0%

(円)

市町名	均等割額(3割)	人口割額(7割)	合計
四日市市	5,849,850	26,316,525	32,166,375
楠 町	5,849,850	982,775	6,832,625
計	11,699,700	27,299,300	38,999,000

歳出

(単位:千円)

款	項	目	予算額	節		説明		
				区分	金額			
1.運営費			12,622		12,622			
	1.会議費		7,240		7,240			
		1.会議費		7,240		7,240		
			8.報償費		177		177	参与等報償金 177
			9.旅 費		2,593		2,593	費用弁償 2,593
			11.需用費		783		783	消耗品費 450
								食糧費 83
								印刷製本費 250
			12.役務費		746		746	通信運搬費 105
								手数料 121
								筆耕翻訳料 250
								傷害保険料 270
			13.委託料		2,127		2,127	番組制作委託料 2,127
	14.使用料及び賃借料		814		814	会場使用料 557		
						駐車場使用料 257		
	2.事務費		5,382		5,382			
		1.事務費		5,382		5,382		
			8.報償費		110		110	講師報奨金 110
			9.旅 費		368		368	普通旅費 368
			11.需用費		616		616	消耗品費 436
								食糧費 50
								印刷製本費 130
			12.役務費		789		789	通信運搬費 489
							手数料 300	
13.委託料				142		142	ネットワーク接続委託料 142	
14.使用料及び賃借料				1,800		1,800	複合機借上料 1,800	
18.備品購入費		20		20	公印 20			
19.負担金補助及び交付金		1,527		1,527	臨時職員賃金 1,125			
					事務所管理負担金 402			
27.公課費		10		10	印紙 10			
2.事業費		31,861		31,861				
	1.事業推進費		31,861		31,861			
		1.事業推進費		31,861		31,861		
			9.旅 費		537		537	費用弁償 524
								普通旅費 13
			11.需用費		2,329		2,329	消耗品費 130
								食糧費 53
								印刷製本費 2,146
			12.役務費		2,152		2,152	通信運搬費 2,125
								手数料 27
13.委託料		26,113		26,113	電算システム調査委託料 8,000			
					例規整備委託料 399			
					ホームページ運営管理委託料 300			
					協議会だより等製作委託料 11,644			
					新市建設計画策定委託料 3,000			
					住民アンケート調査委託料 2,000			
14.使用料及び賃借料		730		730	まちづくり構想策定委託料 770			
					自動車使用料 350			
					会場使用料 120			
					道路使用料 35			
					駐車場使用料 225			
3.予備費		517		517				
	1.予備費		517		517			
		1.予備費		517		517		
歳出合計			45,000		45,000			

協議第 5 号

四日市市・楠町合併協議会監査委員の委嘱にかかる同意について

四日市市・楠町合併協議会規約第 13 条に基づき、次の 2 人に監査委員を委嘱したいので同意を求める。

平成 15 年 10 月 8 日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会長 井上哲夫

区 分	氏 名	市町村名
議会の議員の中から 選任された者	前 田 満	楠 町
識見を有する者の中 から選任された者	伊 藤 靖 彦	四日市市

協議第 6 号

## 合併の方式について

合併の方式について次のとおり協議を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 8 日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会 長 井 上 哲 夫

55

協 定 項 目	合併の方式
調 整 の 内 容	三重郡楠町を廃し、その区域を四日市市に編入する編入合併とする。

〔協議第6号参考資料〕

関 係 法 令	事 例						
<p><b>市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）</b></p> <p>（定義） 第2条 この法律において「市町村の合併」とは、二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。</p> <p>2 この法律において「合併市町村」とは、市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいう。</p> <p>3 この法律において「合併関係市町村」とは、市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村をいう。</p> <p><b>地方自治法（昭和22年法律第67号）</b></p> <p>（市町村の廃置分合及び境界変更） 第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定により市の配置分合をしようとするときは、都道府県知事は、予め総務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣がこれを定める。</p> <p>4 第一項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。</p> <p>5 第一項、第三項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p> <p>6 第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。</p> <p>7 第一項又は第三項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p>	合併方式	合併期日	都道府県名	新市町村名	合併関係市町村名	H12国調人口	
						各団体	合計
	編入	H13. 1. 1	新潟県	新潟市	新潟市	501,431	527,324
					黒埼町	25,893	
	新設	H13. 1.21	東京都	西東京市	田無市	78,165	180,885
					保谷市	102,720	
	編入	H15. 2. 3	広島県	福山市	福山市	378,789	403,915
					内海町	3,431	
					新市町	21,695	
	新設	H15. 4. 1	静岡県	静岡市	静岡市	469,695	706,513
				清水市	236,818		
新設	H15. 4. 1	福岡県	宗像市	宗像市	81,588	91,147	
				玄海町	9,559		
編入	H15. 6. 6	千葉県	野田市	野田市	119,922	151,197	
				関宿町	31,275		
《法定協設置から合併までの所要月数》							
市町村名	法定協設置日	合併期日	所要月数	合併方式			
新潟市	H12. 1.19	H13. 1. 1	12	編入			
西東京市	H11.10.11	H13. 1.21	15	新設			
福山市	H14. 1.21	H15. 2. 3	13	編入			
静岡市	H10. 4. 1	H15. 4. 1	60	新設			
宗像市	H12. 4.17	H15. 4. 1	36	新設			
野田市	H14. 4. 1	H15. 6. 6	14	編入			

協議第7号

## 合併の期日について

合併の期日について次のとおり協議を求める。

平成15年10月8日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会長 井上哲夫

協定項目	合併の期日
調整の内容	合併の期日は、平成17年3月31日までとし、具体的な期日は、協議の進ちょく状況を踏まえ、改めて協議する。

関係法令	事例																												
<p data-bbox="241 395 766 419">市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)</p> <p data-bbox="241 451 324 475">&lt;概要&gt;</p> <p data-bbox="264 478 1086 555">市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)は、昭和40年に10年間の期限付きで施行されましたが、昭和50年、昭和60年、平成7年、平成11年、平成12年、更に平成14年と改正され、今日に至っています。</p> <p data-bbox="264 582 1086 630">趣旨 市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資することを目的とする。</p> <p data-bbox="264 657 667 681">期限 平成17年3月31日までの時限法</p> <p data-bbox="264 715 952 898">主な特例 議会の議員の定数・在任に関する特例 (第6条、第7条)                  議会の議員の退職年金に関する特例 (第7条の2)                  農業委員会の委員の任期等に関する特例 (第8条)                  職員の身分取扱い (第9条)                  地方税の不均一課税 (第10条)                  地方交付税の額の算定の特例 (第11条)                  地方債の特例等 (第11条の2)</p>	<table border="1" data-bbox="1198 395 1742 762"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>合併関係市町村名</th> <th>合併期日</th> <th>合併方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟市</td> <td>新潟市、黒埼町</td> <td>H13. 1. 1</td> <td>編入</td> </tr> <tr> <td>西東京市</td> <td>田無市、保谷市</td> <td>H13. 1.21</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>福山市</td> <td>福山市、内海町、新市町</td> <td>H15. 2. 3</td> <td>編入</td> </tr> <tr> <td>静岡市</td> <td>静岡市、清水市</td> <td>H15. 4. 1</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>宗像市</td> <td>宗像市、玄海町</td> <td>H15. 4. 1</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>野田市</td> <td>野田市、関宿町</td> <td>H15. 6. 6</td> <td>編入</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	合併関係市町村名	合併期日	合併方式	新潟市	新潟市、黒埼町	H13. 1. 1	編入	西東京市	田無市、保谷市	H13. 1.21	新設	福山市	福山市、内海町、新市町	H15. 2. 3	編入	静岡市	静岡市、清水市	H15. 4. 1	新設	宗像市	宗像市、玄海町	H15. 4. 1	新設	野田市	野田市、関宿町	H15. 6. 6	編入
市町村名	合併関係市町村名	合併期日	合併方式																										
新潟市	新潟市、黒埼町	H13. 1. 1	編入																										
西東京市	田無市、保谷市	H13. 1.21	新設																										
福山市	福山市、内海町、新市町	H15. 2. 3	編入																										
静岡市	静岡市、清水市	H15. 4. 1	新設																										
宗像市	宗像市、玄海町	H15. 4. 1	新設																										
野田市	野田市、関宿町	H15. 6. 6	編入																										



協議第 8 号

## 新市の名称について

新市の名称について、次のとおり協議を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 8 日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会 長 井 上 哲 夫

59

<b>協 定 項 目</b>	新市の名称
<b>調 整 の 内 容</b>	新市の名称は四日市市とする。

関 係 法 令	事 例																																															
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地方自治法（昭和22年法律第67号）</p> <p>（地方公共団体の名称） 第3条 地方公共団体の名称は、従来の名称による。</p> <p>2 都道府県の名称を変更しようとする時は、法律でこれを定める。</p> <p>3 都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特別の定めのあるものを除くほか、条例でこれを定める。</p> <p>4 地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとする時は、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。</p> <p>5 地方公共団体は、第三項の規定により条例を制定し又は改廃したときは、直ちに都道府県知事に当該地方公共団体の変更後の名称及び名称を変更する日を報告しなければならない。</p> <p>6 都道府県知事は、前項の規定による報告があったときは、直ちにその旨を総務大臣に通知しなければならない。</p> <p>7 前項の規定による通知を受けたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>合併関係市町村名</th> <th>合併期日</th> <th>審議機関</th> <th>公募の有無</th> <th>合併方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟市</td> <td>新潟市、黒埼町</td> <td>H13. 1. 1</td> <td>設置せず</td> <td>無</td> <td>編入</td> </tr> <tr> <td>西東京市</td> <td>田無市、保谷市</td> <td>H13. 1.21</td> <td>小委員会</td> <td>有</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>福山市</td> <td>福山市、内海町、新市町</td> <td>H15. 2. 3</td> <td>設置せず</td> <td>無</td> <td>編入</td> </tr> <tr> <td>静岡市</td> <td>静岡市、清水市</td> <td>H15. 4. 1</td> <td>選考委員会</td> <td>有</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>宗像市</td> <td>宗像市、玄海町</td> <td>H15. 4. 1</td> <td>小委員会</td> <td>有</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>野田市</td> <td>野田市、関宿町</td> <td>H15. 6. 6</td> <td>設置せず</td> <td>無</td> <td>編入</td> </tr> </tbody> </table>						市町村名	合併関係市町村名	合併期日	審議機関	公募の有無	合併方式	新潟市	新潟市、黒埼町	H13. 1. 1	設置せず	無	編入	西東京市	田無市、保谷市	H13. 1.21	小委員会	有	新設	福山市	福山市、内海町、新市町	H15. 2. 3	設置せず	無	編入	静岡市	静岡市、清水市	H15. 4. 1	選考委員会	有	新設	宗像市	宗像市、玄海町	H15. 4. 1	小委員会	有	新設	野田市	野田市、関宿町	H15. 6. 6	設置せず	無	編入
市町村名	合併関係市町村名	合併期日	審議機関	公募の有無	合併方式																																											
新潟市	新潟市、黒埼町	H13. 1. 1	設置せず	無	編入																																											
西東京市	田無市、保谷市	H13. 1.21	小委員会	有	新設																																											
福山市	福山市、内海町、新市町	H15. 2. 3	設置せず	無	編入																																											
静岡市	静岡市、清水市	H15. 4. 1	選考委員会	有	新設																																											
宗像市	宗像市、玄海町	H15. 4. 1	小委員会	有	新設																																											
野田市	野田市、関宿町	H15. 6. 6	設置せず	無	編入																																											

協議第9号

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、次のとおり協議を求める。

平成15年10月8日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会長 井上哲夫

6  
1

協 定 項 目	新市の事務所の位置
調 整 の 内 容	新市の事務所の位置は、四日市市役所（四日市市諏訪町1番5号）とする。 なお、現在の楠町役場は楠支所とする。

[ 協議第 9 号参考資料 ]

関 係 法 令	事 例																																										
<p data-bbox="197 400 548 427">地方自治法(昭和22年法律第67号)</p> <p data-bbox="226 459 600 483">(地方公共団体の事務所の設定又は変更)</p> <p data-bbox="235 486 1057 539">第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。</p> <p data-bbox="241 566 1050 646">2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。</p> <p data-bbox="241 675 1050 727">3 第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。</p>	<table border="1" data-bbox="1124 400 1966 778"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>合併関係市町村名</th> <th>合併期日</th> <th>合併方式</th> <th>事務所の位置</th> <th>旧庁舎の扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟市</td> <td>新潟市、黒埼町</td> <td>H13. 1. 1</td> <td>編入</td> <td>旧新潟市役所</td> <td>黒埼支所</td> </tr> <tr> <td>西東京市</td> <td>田無市、保谷市</td> <td>H13. 1.21</td> <td>新設</td> <td>旧田無市役所</td> <td>保谷庁舎</td> </tr> <tr> <td>福山市</td> <td>福山市、内海町、新市町</td> <td>H15. 2. 3</td> <td>編入</td> <td>旧福山市役所</td> <td>内海支所 新市支所</td> </tr> <tr> <td>静岡市</td> <td>静岡市、清水市</td> <td>H15. 4. 1</td> <td>新設</td> <td>東静岡地区 (新設予定)</td> <td>静岡総合支所 清水総合支所</td> </tr> <tr> <td>宗像市</td> <td>宗像市、玄海町</td> <td>H15. 4. 1</td> <td>新設</td> <td>旧宗像市役所</td> <td>玄海支所</td> </tr> <tr> <td>野田市</td> <td>野田市、関宿町</td> <td>H15. 6. 6</td> <td>編入</td> <td>旧野田市役所</td> <td>関宿支所</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	合併関係市町村名	合併期日	合併方式	事務所の位置	旧庁舎の扱い	新潟市	新潟市、黒埼町	H13. 1. 1	編入	旧新潟市役所	黒埼支所	西東京市	田無市、保谷市	H13. 1.21	新設	旧田無市役所	保谷庁舎	福山市	福山市、内海町、新市町	H15. 2. 3	編入	旧福山市役所	内海支所 新市支所	静岡市	静岡市、清水市	H15. 4. 1	新設	東静岡地区 (新設予定)	静岡総合支所 清水総合支所	宗像市	宗像市、玄海町	H15. 4. 1	新設	旧宗像市役所	玄海支所	野田市	野田市、関宿町	H15. 6. 6	編入	旧野田市役所	関宿支所
市町村名	合併関係市町村名	合併期日	合併方式	事務所の位置	旧庁舎の扱い																																						
新潟市	新潟市、黒埼町	H13. 1. 1	編入	旧新潟市役所	黒埼支所																																						
西東京市	田無市、保谷市	H13. 1.21	新設	旧田無市役所	保谷庁舎																																						
福山市	福山市、内海町、新市町	H15. 2. 3	編入	旧福山市役所	内海支所 新市支所																																						
静岡市	静岡市、清水市	H15. 4. 1	新設	東静岡地区 (新設予定)	静岡総合支所 清水総合支所																																						
宗像市	宗像市、玄海町	H15. 4. 1	新設	旧宗像市役所	玄海支所																																						
野田市	野田市、関宿町	H15. 6. 6	編入	旧野田市役所	関宿支所																																						

協議第 10 号

新市建設計画策定方針について

新市建設計画策定方針について、別紙のとおり承認を求める。

平成 15 年 10 月 8 日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会長 井上 哲夫

# 新市建設計画策定方針について

## 1 新市建設計画の位置づけ

### (1) 法的位置づけ

合併特例法第5条第2項において、「新市建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。」と規定されています。

また、合併特例法第5条第1項において、計画にはおおむね次に掲げる事項について定めるものと規定されています。

合併市町村の建設の基本方針

合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項

公共的施設の統合整備に関する事項

合併市町村の財政計画

新市建設計画は合併協議会が策定するものであり、合併特例法に基づく財政支援を合併市町村が受けるためには、この計画の策定が必要となります。

### (2) 総合計画との関係

新市建設計画は、四日市市と楠町とが合併する場合に、合併によって目指すまちづくりを示すものであり、新市のまちづくりの総合的な計画は、新市建設計画を含めて新市において総合計画として策定されることとなります。

## 2 新市建設計画の策定方針

### (1) 計画策定の考え方

合併した場合の新市の建設計画は、四日市市・楠町任意合併協議会で策定した「四日市市と楠町の合併によるまちづくり構想」におけるまちづくりの考え方を踏まえ、次の3つの視点を持って策定します。

#### 都市力の向上を実感できるまちづくり

合併により県内初の中核市となることで、行政能力の充実を図るとともに、合併支援策を活用することによる都市基盤の整備や地域経済の活性化を図り、住民が都市力の向上を実感できるまちづくりを進めます。

#### 両市町の一体性を強めるまちづくり

両市町を結ぶハード、ソフト両面でのパイプを太くし、両市町の境界を取り除いて、両市町の一体性を高めるまちづくりを進めます。

#### 両市町の均衡あるまちづくり

両市町の特徴を生かしつつ、いずれの地域に住んでいても、享受できる行政サービスに差が出ないように、両市町の均衡あるまちづくりを進めます。

### (2) 計画の対象地域

両市町の全地域を対象とします。

### ( 3 ) 計画の構成

序論
両市町の概況
主要指標の見通し
新市建設計画の基本方針
事業計画
公共的施設の統合・整備
合併における県の役割
財政計画

### ( 4 ) 計画の期間

計画の基本方針は長期的展望に立ったものとし、事業計画及び財政計画は合併特例法第11条の2に規定する財政支援措置の期間に準じ10年間とします。

### ( 5 ) 対象事業

#### 対象事業の範囲

合併による新市建設に当たり必要な事業とし、県が事業主体となるものも含み、また、ハード事業だけでなくソフト事業も含むものとします。

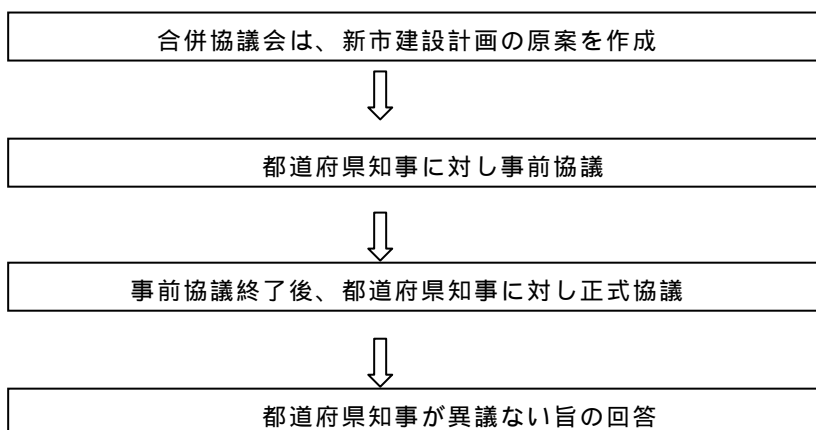
#### 対象事業の選定基準

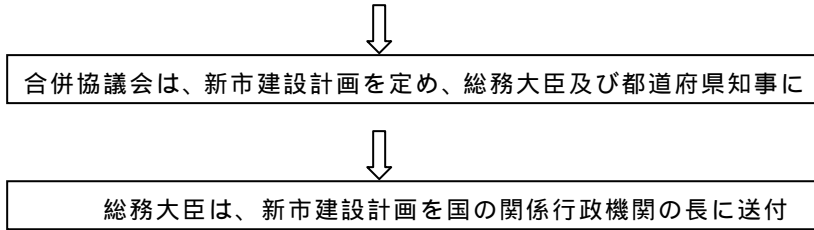
前述した「都市力の向上」「両市町の一体性」「両市町の均衡」という3つの視点を基礎とし、厳しい財政状況を十分踏まえ、健全な財政運営が図れるように、事業の必要性、緊急性、有効性、地域性、財源等を検証しながら、住民アンケート等による意見も参考に選定します。

### ( 6 ) 財政計画

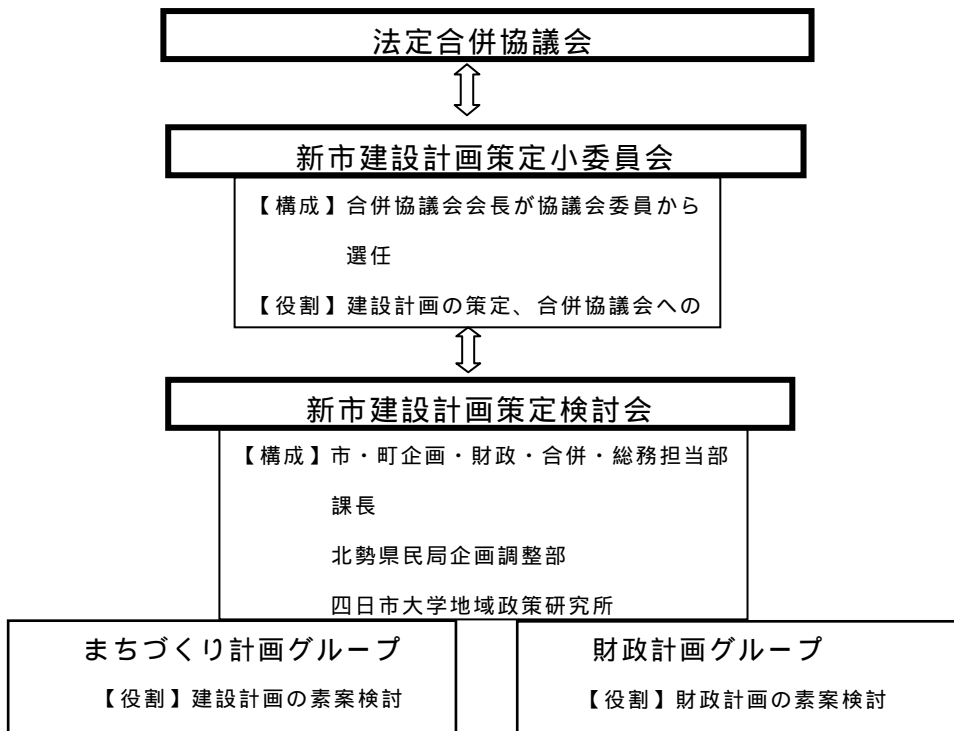
事業計画に定めた施策を計画的に実施していくため、長期的な展望に立ち、必要となる財源の見通しを明らかにするとともに、限られた財源の効率的な運用を図る等、健全な財政運営を行うために策定します。

## 3 策定手続き





#### 4 策定体制



#### 5 策定日程等

合併協議会	新市建設計画策定小委員会
<b>【1回目】</b> ・新市建設計画策定小委員会設置 ・新市建設計画策定方針	<b>【1回目】</b> 序論 両市町の概況 主要指標の見通し
	<b>【2回目】</b> 新市建設計画の基本方針 事業計画 公共的施設の統合・整備 合併における県の役割



	<b>【 3 回目 】</b> ・ アンケート集計結果報告 事業計画 財政計画
	<b>【 4 回目 】</b> 全体調整